御殿場市若年がん患者妊孕性温存治療支援事業費補助金交付申請に関する証明書 (温存後生殖補助医療実施医療機関)

原疾患治療により生殖機能が低下する又は失われる可能性があると診断された者に対し温存後生殖補助医療(※1)を実施することについて説明し同意を受け、温存後生殖補助医療を実施し、次のとおり治療費を 徴収したことを証明します。

年	П	
1H.		H

 医療機関の所在地

 医療機関の名称

 診療科

 主治医氏名 (白薯)

		工作区2011 (111)					_
温存後生殖 補助医療の	ふりがな		生年月日	年	月		日生
対象者 (※2)	氏名		性別		男	•	女
配偶者 (事実婚を	ふりがな		生年月日	年	月		日生
含む)	氏名		性別		男	•	女
	I 実施した温存後	生殖補助医療					
	以下の該当する番号	に○を付けてください。	生殖補助医療				
	1 凍結した胚(受料	青卵) を用いた生殖補助医療	│ (年 │ 生殖補助医療	月 日) 『終了日			
	2 凍結した未受精	卵子を用いた生殖補助医療	(年		2.8 (-)	`	
	3 凍結した卵巣組	織再移植後の生殖補助医療	(開始日と同じ	場合も記載してく	ださい。)	
	4 凍結した精子を	用いた生殖補助医療	備考()
	II Iにおいて、2	 ~4に該当する場合	: \				/
治療方法	N下の該当する釆早に○か付けてください						
11/3/07/12	1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合						
	2 人工授精を実施する場合						
	3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合						
		 、院外処方等がある場合(※	3)				
		頼 あり ・ なし	院外処方	あり・ な	し		
	医療機関名()			
	依頼内容()			
領収金額				円(内訳は	<u></u> 車面のり	・お	n)
合 計				11 (L1b)((v)		. 40	<i>)</i>
備考							

- ※1 妊孕性温存治療により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療のことです。
- ※2 妊孕性温存治療を受け、生殖補助医療に用いた凍結検体の提供者又は凍結検体を再移植した方の氏名 を記載してください。
- ※3 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、その内容をⅢに記載してください。一連の治療に直接係る費用として、本領収金額以外の追加の費用申請が対象者からあった場合、Ⅲに記載が認められない内容は補助対象外となる可能性があります。

領収金額 内訳証明書

項目	費用
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

		治療期	間		
年	月	日~	年	月	田

領収金額に関する問合せ先		

- ・ 補助の対象となる費用のみを計上してください。
- ・ 補助の対象となる治療費は、妊孕性温存治療により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検 体の再移植後に実施した生殖補助医療に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料 (差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。
- ・ 本証明書を発行する医療機関が領収した金額のみを記入してください。一連の治療の一部を連携医療機関で実施した場合、その治療費用は当該医療機関からの証明書等を患者本人に提出いただくことにより、 別途確認を行いますので本証明書には記載不要です。